

平成29年12月6日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	伊東茂
2 番	片渕清次郎	10 番	松本末治
3 番	樋口作二	11 番	光武学
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	中村一堯	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	角田一美
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	橋村直子
事務局長補佐	高本将行
議事管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	有	森	弘	茂
総	務	納	塚	眞	琴
市民部長兼福祉事務所長		有	森	滋	樹
産	業	橋	村		勉
建	設	栗	林	雅	彦
会	計	吉	田	範	昭
総	務	大	代	昌	浩
人権・同和対策課長		江	口	清	一
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		土	井	正	昭
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		川	原	逸	生
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	中	島	憲	次
福	祉	染	川	康	輔
保	険	田	崎		靖
農	林	下	村	浩	信
産業部農政企画監兼農業委員会事務局長		橋	口		浩
商	工	藤	家		隆
産	業	江	島	裕	臣
都	市	岩	下	善	孝
都	市	岸	川		修
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		山	浦	康	則
水	道	広	瀬	義	樹
教育次長兼教育総務課長		寺	山	靖	久
教	育	針	長	三	州
生涯学習課長兼中央公民館長		山	崎	公	和

平成29年12月6日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案第51号 鹿島市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
（大綱質疑、常任委員会付託）
- 日程第2 議案第52号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第53号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第58号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第59号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第60号 平成29年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第61号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第62号 平成29年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第63号 平成29年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第64号 平成29年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

日程第1 議案第51号

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1．議案第51号 鹿島市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

おはようございます。それでは、議案第51号 鹿島市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について御説明をいたします。

議案書、議案説明資料はいずれも1ページからとなります。

提案理由は、公務の能率的な運営の確保等のため、必要な人材を任期付職員として採用したいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料のほうで御説明いたしますので、議案説明資料の11ページをお開きください。

今回の条例制定は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づきまして、任期付職員の採用等に関し、条例で定めなければならない事項について規定するものでございます。

2つ目のところで、まず、その法律の概要について御説明をいたします。

地方分権の進展に伴いまして、地方行政の高度化、専門化が年々進んでいく中、高度の専門性を備えた民間人材を活用するなどといった観点から、平成14年に地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が制定されました。その後、ニーズの多様化、高度化等に伴い、増加していく業務量に対応するため、高度の専門性を備えた人材に加え、今度は一定期間内に終了することが見込まれる業務等について、一般事務等に従事する職員を任期つきで採用できるよう、平成16年に法律が改正されております。

この法律に基づきまして、地方公務員法の適用を受ける一般職の任期付職員として、高度の専門性を持つ職員並びに一般事務等に従事するフルタイム勤務職員、そして、短時間勤務職員が採用できることになっておりますが、今回は一般事務等に従事する職員の採用に関しまして必要な事項を条例で規定することにより、必要な人材を採用し、公務の能率的な運営を確保し、適切な住民サービスの提供に努めていくこととするものでございます。

次に、3つ目の今回の条例の主な内容でございますが、先ほど申し上げました地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づきまして、一般事務等に従事する者の採用に関し、条例で定めなければならない必要な事項を規定するものでございます。

(1)と(2)が任用の形態及び業務内容でございます。

まず(1)、これは条例第2条関係になりますが、フルタイム勤務をする職員の採用に関する規定で、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、これは将来にわたり常時あるものではない業務、例えば、新市民会館の建設に関する業務とか、過去の事例では市制50周年記念事業に関する業務などが想定をされます。また、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務は、従来からある業務で一時的に業務量が増加するもの、例えば、災害発生に伴う道路復旧業務などが想定をされます。これら業務に従事する者として常勤の職員として任用をするものでございます。

(2)は条例第3条関係で、(1)で示しました業務について、任期付職員を今度は短時間勤務職員として採用できる規定で、住民に対するサービスの提供体制の充実、維持、また、介護休暇や育児休業、介護休業などで部分休業を取得する職員がいた場合の業務をかわってしていただくものでございます。

(3)は条例第4条関係で、任期についてでございますが、法の規定により一般職の任期付職員、または任期付短時間勤務職員の任期は原則3年を超えない範囲となっております。そして、必要がある場合として条例で定める場合にあっては任期を5年まで拡大することができますので、その拡大ができる場合を規定しているもので、業務の終了の時期が当初の見込みを超えて一定の期間延長された場合等でございます。

12ページをごらんください。

(4)は第5条関係になります。任期は、先ほども申し上げましたが、原則3年を超えない範囲となっております。例えば、当初1年を任期として採用した一般職の任期付職員については、3年を超えない範囲で更新できることとなっておりますので、法の規定により、更新に際し、必要な手続についての規定でございます。

(5)は附則による改正で、今回の条例制定により一般職の任期付職員は地方公務員法の適用となることから、勤務条件等について整備が必要な関係条例が7つありますので、その改正を行うものでございます。例えば、①の鹿島市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正では、任期付職員も公益的法人等へ派遣できる職員に含むこととする規定や、②の鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、任期付短時間勤務職員に係る勤務時間数や週休日、年次有給休暇に関する規定など、一般職員に準じた取り扱いをする規定を盛り込むものでございます。

これらにつきましては、資料の1ページから、新規の条例制定であります。附則による改正での新旧対照表に記載をしております。

4つ目の施行期日でございますが、平成30年4月1日からとするものでございます。

続きまして、条例の各条文についてでございますが、議案書の2ページをお開きください。

第1条は趣旨でありまして、法に基づき一般職の職員の任期を定めた採用に関しまして、法定以外に条例で定めなければならない事項がありますので、これらを条例で定めるという趣旨を規定しているものでございます。

第2条から第5条までは、先ほど御説明いたしました任用の形態、任期、任期の特例、任期の更新に関する規定で、第6条は規則への委任で、この条例や附則改正による関係条例に定めるもののほか、短時間勤務職員の勤務形態、職務の級など、必要な事項を規則に委任するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定をされておりますので、議案に直接関係する大綱質疑といたします。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

おはようございます。14番です。ちょっと私も十分理解できませんので、お尋ねをいたしますが、今回、高度化、専門化が進む中で、高度の専門性を備えた民間の人をということですが、今、職員数がずっと減らされてきているわけですが、いろんな専門的なものについて即必要なものもあるかもわかりませんが、そういう中で、職員がその問題について対応できるということはないんですかね。例えば、先ほど市民会館のことも出ましたね。考えてみますと、以前は建設課なんかは設計する専門の設計者の人が恐らく七、八人いらっしやったんじゃないかと思います。7.8水害の後でしたね。そういう形で全て職員の方が専門的なことにも携わっていらしたというのがありますが、そういう形で職員を育てるとか、採用をされている中で、常勤の職員の人たちがなさるということはやっぱり考えられない、もっと高度な専門的なものが必要とされるんでしょうかね。その辺、ちょっと。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

高度な専門性を持つ職員ということでのお尋ねですけれども、冒頭私が申し上げましたのは法律の説明を申し上げまして、高度な専門性を持つ職員を任期つきで採用する場合と一般事務に従事する職員をフルタイムで採用する、それから、短時間で採用するという事で、今回の条例制定については一般事務の短時間勤務とフルタイム職員を採用するための条例制定でございまして、この高度化、専門性のための職員というのは、例えば、もっとさらに高度な、最近の佐賀県でICT情報監を雇うとか、そういった場合、給料が物すごく上がるようなことを想定しておりまして、今回はそういったのではなくて、一般事務のための職員でございます。過去に災害とかで採用したということではありますが、そういった職員については、定時の今採用しております技術職、建築士、それから社会人枠、そういったので補填をしていこうと、通常の職員で採用を計画はいたしておりますので、今回の任期つきではそういったことは想定していないということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私も内容的によくわからんので心配をするのは、今、職員の定数がずっと減らされてきて

おりますが、そういう形で専門、専門ということで、普通の一般職員の採用というのがますます少なくなっていくんじゃないかということね。それと同時に、そういう形で採用される人というのは短期間だと思いますし、大体働く人たちというのは常時生活できる保障もなければならぬわけですから。そういう人たちは特別の技能を持っていらっしゃるということで、あちらこちら渡り歩くことができるかも知れませんが、そういう採用のやり方となった場合に、本当にそういう方がいらっしゃるのかどうかと、それも心配しているわけです。

そういうことから考えますと、やっぱり職員としてちゃんと専門的なものを身につけた人を採用しながら常勤職員としてここで落ちついてもらうというのが私は本当やないかなと。よくわかりませんので言うておりますが、そういう今の職員体制、今後のあり方を心配しますので、ちょっとお尋ねをしたわけですが、何かありましたら。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

今回、条例制定をする目的としましては、これまで臨時職員とか臨時的任用職員で毎年の単年度の雇用で終わっていたものを、できるだけ3年とか5年とか任期を延ばして身分を保証して、条件をもっとよくして、一般職員と同じように通勤手当とか期末手当とか、そういった処遇ももっと見直そうということがこの条例を制定する目的にありますので、その専門性というのとは別に、今回はこれまでの状態をもう少しよくしていこうという趣旨でございますので、そういったところは御理解いただきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第51号は、会議規則第36条第1項の規定により総務建設環境常任委員会に付託をいたします。

日程第2 議案第52号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2. 議案第52号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第52号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は10ページ、議案説明資料は13ページからとなります。

提案理由は、職員の失職に係る特例規定を設けるなどの整備を行うため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料で御説明いたしますので、説明資料の15ページをお開きください。

改正理由は、先ほど申し上げました職員の失職に係る特例、そして、降任に係る手続の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきまして御説明いたします。

まず、(1)の失職の特例でございますが、職員は地方公務員法、これは資料の16ページに法の抜粋を掲載しておりますが、この16ページの第16条の第3号を除く各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失うこととなっております。

今回、職員が安心して公務に従事できる環境を整備することを目的とするものでございまして、本来、16ページの地方公務員法第28条第4項の規定において、先ほどの法第16条第3号以外の各号のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別な定めがなければ、その職を失うこととなります。そこで、この第16条各号のうち、第2号の「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」に関しまして、戻りまして資料15ページ中ほどの丸ポツのところになりますが、次に申し上げます3つのいずれにも該当する場合について、条例に特別な定めとして職を失わないものとするのできる規定を設けるというものでございます。

まず、公務、または交通事故において禁錮以上の刑であった場合ということになります。そして、その罪が過失によるものであり、刑の執行を猶予された者、以上の3つのいずれにも該当すれば地方公務員法第28条第4項の条例に特別な定めがある場合として自動的に失職をしないとするものでございます。

続きまして、(2)は降任に係る手続でございまして、地方公務員法の改正により、人事評価の結果を人事管理に活用することが平成28年4月1日から求められております。資料16ページの法第28条第1項第1号をごらんいただきますと、「人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合」、降任、または免職をすることができることとされております。しかしながら、降任処分しようとする場合、その具体的な手続がございませんでしたので、この際、それを明確にし、納得性を高めることを目的として、法第28条第3項の規定に基づき条例で定め、あらかじめ所要の措置を講じる手続について整備を行うものでございます。

具体的な措置として、1点目はその勤務実績がよくない状態の改善を促すための指導、それから注意、または文書による警告、2点目が関係者その他適当と認める者の意見聴取でございまして、これらの手続をとった上で降任の処分を行うというものでございます。

3番目の施行期日は、公布の日からとしております。

続きまして、資料13ページをお開きください。

新旧対照表になりますが、第1条は、今回の失職の例外規定、それから、降任に関する手続を盛り込むための文言の整理をしております。

第2条は、新条例は失職の特例規定で、従前の第2条は学校職員の休職の事由に関する規定で、この規定は現在該当する者がおりませんので、内容を失職の特例規定に改めるものでございます。

第2項は、失職の特例を受けて職を失わなかった職員が刑の執行猶予を取り消された場合は要件が欠けますので、失職するというものでございます。

第4条は、降任しようとする場合の所要の手続に関する規定を第2項として新たに盛り込むものでございます。

旧条例第5条第3項は、第2条の内容が変わったために必要がなくなりますので、削るものでございます。

資料14ページをお開きください。

附則第2条におきまして、この条例の旧第2条の休職事由に関する規定を引用している条例が鹿島市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例にございますので、その引用条項を削る改正を行うものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの説明について質疑はありませんか。2番片渕清次郎議員。

○2番（片渕清次郎君）

2番片渕清次郎です。この改正内容の降任に係る手続についてちょっとお尋ねといいますか、教えてほしいんですけども、鹿島市役所の人事評価をされる具体的なやり方とかマニュアルとか、ちょっとその辺をまずお尋ねしたいんですけども。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

人事評価についてのお尋ねですので、人事評価の概要について御説明いたします。

まず、この人事評価につきましては、職員がそれぞれ年度当初に自分の評価をするための目標を設定します。これは5項目程度ですね。自分が今与えられた業務に対してどのような目標を設定しているか、これに対して管理職に当たる職員が当初、この目標が適正であるかどうかを30分程度面談して、修正を行う必要があれば修正を行うと。業務が進行いたしました、大体秋ごろに中間面談をして、目標設定が順調にいつているか、修正をする必要があるかということをまた面談します。最終的に期末の面談をして、この目標が達成されたかどうか、自己評価をしていただいて、それに対する評価をするということが目標評価。これとあ

と、能力評価というのがまたありまして、その職員が持つ能力を評価して、これも面談のときにこういった評価であったということを提示して、次の年度に生かせるように、職員の人材育成が最終的な目標になります。

これを今度からいろんなボーナスとか給与とかに反映する、それから、降任するとか昇任するときの手段に生かしていこうということになっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

2番片瀨清次郎議員。

○2番（片瀨清次郎君）

大体わかりました。

私も長いことサラリーマンをやっていたので、評価を受ける立場でもありましたし、するほうでもあったんですけども、この人事評価をする際に管理職の方がされるんですけども、その管理職の方の主観といいますか、最初に、何というのかな、その方たちがきちんとしたマニュアルなり上司の考えというか、市役所の規律みたいなのに沿った形でされているのか。要は、よくあるのは、人事評価の面談の場面で、そのときだけ繕うですとか、あと、これは終わったから、期初にされたら次は秋の中間と、その間の場面、場面に応じたところでの何か指導みたいなのもされているんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

人事評価をする際に当たって、場面、場面でのそういった指導があっているかということでございますが、期初面談、中間面談、期末面談をする中において、そのときだけの面談をすると、やはりどうしても本人とのそごが生じるということがありますので、そこをしないように、日ごろから職員、部下を見ていただくような進行管理をしていただくことが重要で、そういったことをしないと、どうしても面談の際に、受ける側と面談をする側と行き違いが生じてしまいますので、日ごろから職員をよく見ていただくようにということで、管理職の方はそれは自覚を持っていらっしゃると思います。

それと、今月の12月25日ですか、管理職の職員研修も毎年行っておりますので、そういった注意点を研修の際に受けていただくということでやっております。また、さらに2次評価者ということで、これは部長とか副市長が人事評価が上がってきた分を適正であるかということをもたまたまチェックいたします。そういったことで行っておりますので、できるだけ職員をきちんと見るような体制を整えるようお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

2番片渕清次郎議員。

○2番（片渕清次郎君）

わかりました。

何でもこういうことを言うかということ、先ほどの松尾議員の質問の中にもありましたけれども、年々職員の数が減ってきていると。そういった中で、膨大な事務もそうですし、市の仕事そのものを、一人一人の仕事量としては大分ふえてきているんじゃないかなと思っておりますので、一人一人の職務、才能といたしますか、そういったのを高めるためにも、きちんとした人事評価をされることがまず前提になるんじゃないかなと思って、質問をしました。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第52号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第52号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第53号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3. 議案第53号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第53号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は13ページ、議案説明資料は17ページからとなります。

提案理由は、国家公務員に準じ、職員の育児休業制度等に係る特例規定を設けたいので、

この案を提出するものでございます。

議案説明資料で御説明いたしますので、説明資料の19ページをお開きください。

改正理由は、先ほど申し上げましたとおりでございます。

2の改正内容の前に、まず、育児休業制度について御説明をいたします。

この制度は、地方公務員の育児休業等に関する法律により、職員の子が3歳に達する日までの間、育児休業、またはその延長を、そして、子が小学校就学するまでの間においては短時間の勤務をそれぞれ1回に限り取得することができます。また、育児休業の承認などにおいて、特別な事情がある場合を設けるときは、条例でこれを定めることとされております。

そこで、ここに掲げております①から③までにおいて、特別な事情がある場合は再度の取得が可能になることを条例で定めております。

まず①は、既に育児休業をしたことがある子供について、特別な事情がある場合、仮に1歳になるまで既に育児休業をし、その後、復職した場合は、先ほど申しましたように、もうその子についての育児休業は取得できませんが、特別な事情、例えば、配偶者が負傷、または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことなど、育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより育児休業をしなければならなくなった場合でございます。こういった場合は新たに育児休業ができることとなります。

今回、特別な事情として新たに、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと、いわゆる待機児童の状態である場合が加わるというものでございます。

②は、育児休業は当初の承認期間を1回に限り延長することができ、その後の延長はできないこととなっております。例えば、1年の育児休業の後、仮に半年間延長すれば、その後、さらに延長することはできません。ただし、特別な事情があれば再度の延長ができるというもので、その特別な事情は、先ほど①のほうで申し上げました内容と同じでございます。

③は、育児短時間勤務を終了した後、新たに短時間の勤務はできないこととなっております。これも①、②と同様の内容の特別な事情があれば、短時間勤務が終わった日の翌日から1年未満で再度の短時間勤務ができるというものでございます。

3番目の施行期日は、公布の日からとしております。

19ページ下のほうは、参考までに国家公務員の育児休業等に関する法律第3条第1項、これは育児休業の承認に関する規定ですが、そのただし書きの人事院規則で定める特別の事情の規定を抜粋しておまして、この第4条第6号は、国家公務員の育児休業の再度の取得ができる特別な事情の規定で、内容は先ほど申し上げましたとおりで、これまで配偶者が負傷、または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、これに加え、保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことが加わっております。

第7条は育児休業の再度の延長ができる特別な事情、20ページをお開きください。20ペー

ジの第18条は育児短時間勤務の再度の取得ができる特別な事情で、いずれも特別な事情の内容は同じでございます。

資料の17ページ、18ページは新旧対照表でございますが、第3条、第4条及び第11条におきまして、それぞれ国の人事院規則と同様の内容の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの説明について質疑はありませんか。9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

9番議員の伊東です。今、御説明いただいたこの条例の制定、子育て支援を進める上で、私はいいことだと思っております。ただ、職員の方に限らず、今後、これが一般企業、地元の企業、そういうふうなところで採用ということが考えられるのか、そのあたりがちょっと気になるところです。こういうふうな待機児童であったり、いろんな問題をこういう議会の場でとか議論をするわけですが、しかし、まず、国であったり地方自治体で取り組んでいくことはいいことですが、これがどこまで浸透していくのかなというところが心配なところではあるんですが、この条例が制定されて、そして、施行することによって、どういうふうな波及効果があると考えていらっしゃるか、お尋ねしてよろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

この条例改正によって、どのような波及効果があるかという御質問ですが、今回の改正では、待機児童対策ということになっております。新聞報道によりますと、佐賀県内で平成29年4月時点で、佐賀市のほうで27人とか、みやき町で4人とか、江北町で3人とか、合計すると1市2町で34人の待機児童があるということでございます。本市においてはそういった状況ではございませんが、市外に居住する職員もいますので、そういった市外に住んでいる職員にとっては、待機児童対策で、保育所に入れられない状態で、今回、育児休業が再取得できるということは有利に働くんじゃないかと思っております。そうすることによって、先ほどの条例制定で提案をしております任期付職員とか、そういったところに波及があるんじゃないかと思っております。

また、今回の条例改正は、国家公務員と地方公務員の育児休業法に基づいた改正でございますが、民間のほうでは育児・介護休業法というのがありまして、それも改正されております。1歳の時点で保育所等に入れられない事情があれば1歳半まで育児休業を延長できたんですが、それ以降も保育所等に入れられない場合は2歳まで延長ができるように、今度、法改正でなっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

今回は待機児童という社会的な現象といいますか、それに対応する新しい追加の制定だと思っております。今まで配偶者の方が病気であったり、いろいろあったと。それとか、無職であったりとか。そういうふうなことで、待機児童の今回の追加以前で、市の職員の方でそういう事例というのは幾つかあったのか。内容的なものは別に説明しなくて結構ですが、あったのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

制度上、特別な事情がない限り、育児休業とか育児短時間勤務の再度の取得はできないということになっておりますので、そういった制度上の縛りがあったことからかもしれませんが、そういった事情、待機児童とかで再度の取得、延長をしたケースというのは見当たらないと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今、幸いなことに鹿島市内で保育園とか認定こども園、ここで待機するという方はいらっしやらないと思います。ただ、今後どういうふうになっていくのか。子供の数がもっと減っていく中で、今、保育所運営が十分なのかという問題もあります。これがもし減っていくとか、そういうふうになってきたときに、そういうふうな問題に直面するかもわかりません。今後のことを考えると、早目にこういうふうな条例の制定をしたほうがいいと思っております。今回、これが可決をされましたら、そういうふうな制度を行政としても導入しているということで市報等でまた紹介をしていただければなと思っておりますので、お願いをしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第53号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第53号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第58号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4．議案第58号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

それでは、議案第58号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書は24ページ、そして、議案説明資料は36ページをお開きください。

今回の提案理由につきましては、公営住宅法等の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

議案書の25ページには条例改正の内容をお示ししておりますが、詳細につきましては議案説明資料で御説明をいたします。

議案説明資料の36ページをごらんください。

まず、1番の今回の改正理由につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第7次地方分権一括法第9条の規定によりまして公営住宅法の一部が改正され、あわせて関係政省令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、2番の改正理由につきましては、大きく2点でございます。

1点目といたしましては、認知症患者等である公営住宅入居者の収入申告義務の緩和でございます。これは公営住宅法において、家賃を決定するため入居者に収入申告を義務づけておりますが、申告がない場合は、当該入居者の家賃は近傍同種の家賃に設定することになります。そのため、入居者が認知症患者、知的障害者等で収入の申告が困難な場合は、当該入

居者の家賃は近傍同種の家賃に設定されることになるため、本来負担すべき家賃よりも高額な家賃を払わなければならない、滞納額の増加により明け渡しにつながるケースもございます。

そうならないために、今回の公営住宅法の改正に伴い、入居者が認知症患者等であり、申告等が困難な場合は、官公署の書類の閲覧等により収入の額を認定できる規定を加えるものがございます。

そして、2点目といたしまして、条文の整備でございますが、これも今回の公営住宅法の一部改正に伴い、公営住宅法施行令並びに公営住宅法施行規則も一部改正を行うため、引用条文に条ずれと改正が生じたため、条文を整備し、法令と鹿島市条例の整合性をとるものがございます。

この施行令と施行規則の一部改正の内容につきましては、改正の前後を下の表にまとめております。

次に、3番目の施行期日につきましては、公布の日で予定いたしております。

議案説明資料の37ページから39ページにかけましては、国における公営住宅法と施行令、施行規則の一部改正に係る改正後の抜粋を参考に添付いたしております。

最後に、議案説明資料の34ページ、35ページをお開きください。

これはただいま御説明をいたしました条ずれ改正に係る内容を反映しました分として、新旧対照表の中でアンダーラインでお示ししております。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの説明について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第58号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第58号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第59号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5．議案第59号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

議案第59号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は26ページから、議案説明資料は40ページからでございます。

まず、議案書26ページをお願いいたします。

今回の提案理由ですが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、条文を整備したいので、この案を提出するものでございます。

概要につきまして議案説明資料で御説明いたします。41ページをお願いいたします。

まず、改正理由について御説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第7次地方分権一括法第1条の規定により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、同法を引用している条文を整備するものでございます。

次に、改正内容について御説明いたします。

引用条文に項ずれが生じたため、条文を整備するものでございます。

具体的には新旧対照表で御説明いたします。40ページをお願いいたします。

鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第16条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改めるものでございます。

最後に、施行期日は、平成30年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの説明について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第59号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決する

ことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第59号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。11時10分から再開します。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第6 議案第60号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第6、議案第60号 平成29年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

議案第60号 平成29年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

議案書は28ページでございます。

この案について、別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

説明は補正予算書と議案説明資料でいたしますので、お手元に御準備をお願いいたします。

補正予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に765,038千円を追加し、補正後の予算の総額を14,129,289千円といたすものでございます。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

2ページから7ページにつきましては、今回補正の集計表となっております。

8ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

事業費の確定等に伴うものでございます。

地域農業水利施設ストックマネジメント事業は5,900千円から4,000千円に減額、経営体育成基盤整備事業は1,100千円から1,400千円に増額、農山漁村振興交付金事業（道の駅鹿島）は58,500千円から126,300千円に増額、社会資本整備総合交付金事業は40,500千円から40,200千円に減額、社会資本整備総合交付金事業（湾岸事業）は2,700千円から3,600千円に増額いたすものでございます。

9ページから11ページにつきましては、今回補正の事項別明細書となっております。

12ページをお願いいたします。

歳入の主なものを御説明いたします。

8款1項. 地方特例交付金は、額の確定に伴いまして1,241千円を増額いたしております。13ページをお願いいたします。

9款1項. 地方交付税は99,785千円を増額いたしております。普通交付税額の確定に伴う増でございます。

14ページをお願いします。

11款1項. 分担金は、1目. 農林水産業費分担金で2,800千円を増額いたしております。地域農業水利施設ストックマネジメント事業分担金の増額などがございます。

15ページをお願いいたします。

11款2項. 負担金は、1目. 民生費負担金で50,873千円を増額いたしております。2節. 高齢者福祉費負担金で1,034千円、また、3節. 児童福祉費負担金で49,839千円を増額するものでございます。

16ページをお願いいたします。

13款1項. 国庫負担金は、1目. 民生費国庫負担金で232,107千円を増額いたしております。主なものは、1節. 社会福祉費国庫負担金で障害者自立支援給付費負担金を68,489千円、2節. 児童福祉費国庫負担金で子どものための教育・保育給付費国庫負担金を98,223千円、3節. 生活保護費国庫負担金で生活保護費負担金を45,000千円増額いたしております。

17ページをお願いいたします。

13款2項. 国庫補助金は、1目. 総務費国庫補助金から5目. 土木費国庫補助金まで総額69,136千円を増額いたしております。主なものは、4目. 商工費国庫補助金で農山漁村振興交付金を66,522千円増額いたしております。

18ページをお願いいたします。

14款1項. 県負担金は93,929千円を増額いたしております。主なものは、1節. 社会福祉費県負担金で障害者自立支援給付費負担金を34,244千円、2節. 児童福祉費県負担金で施設型給付費県費負担金を49,488千円増額いたしております。

19ページをお願いいたします。

14款2項. 県補助金は、総額8,046千円を増額いたしております。主なものは、1目. 総務費県補助金でさが未来スイッチ交付金を3,750千円、2目. 民生費県補助金で重度心身障害者医療費助成補助金を3,000千円増額いたしております。

21ページをお願いします。

16款1項. 寄附金は、総額90,969千円を増額いたしております。主なものは、ふるさと納税寄附金を70,000千円増額いたしております。また、エスティ工業株式会社様、東亜工機株式会社様、株式会社スーパーモリナガ様等から指定寄附をいただいておりますので、増額をいたしております。

22ページをお願いします。

17款1項. 基金繰入金は、財政調整基金繰入金など49,173千円を増額いたしております。

23ページをお願いします。

20款1項. 市債は、事業費の確定等に伴い、総額66,800千円を増額いたしております。

少しページが飛びますが、59ページをお願いします。

59ページから66ページにつきましては、給与費明細書を掲げてございます。

67ページにつきましては、地方債の現在高の見込みに関する調書を掲げております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

別冊の議案説明資料をお願いいたします。

42ページから44ページは、今回補正の増減比較表でございます。

45ページから74ページは、今回補正の歳入の内訳でございますが、先ほど御説明申し上げましたので、省略をさせていただきます。

48ページをお願いいたします。

歳出の主なものを御説明申し上げます。

ナンバー1の基金積立金管理及びナンバー2、企画一般経費は、エスティ工業株式会社様から指定寄附20,000千円をいただいておりますので、寄附の趣旨に従いまして4,000千円を公共施設建設基金に、16,000千円をふるさと人材育成支援基金に積み立てるものでございます。

ナンバー3の地域振興一般事務事業は、さが未来スイッチ交付金事業【随時募集分】として、ソフト事業に4事業、ハード事業に8事業の7,504千円を増額するものでございます。

4のふるさと納税推進事業は、寄附見込み額の増に伴い、報償費、積立金等に70,000千円を増額いたしております。

5の障害者福祉総務経費は、1,060千円を増額するものでございます。株式会社スーパーモリナガ様からの指定寄附500千円を活用した障害者、高齢者疑似体験セットの購入等でございます。

6の重度心身障害者医療費助成から、次のページ、49ページのナンバー12の老人保護施設措置費までは、理由といたしまして、見込み額の増に伴う増額でございます。ナンバー6、重度心身障害者医療費助成は6,000千円、7、障害者居宅給付費は1,024千円、8、更生・育成医療給付事業は2,560千円、9、障害者共同生活支援事業は20,954千円、10、障害児通所支援事業は35,300千円、11、障害者施設給付費は115,000千円、12、老人保護施設措置費は3,752千円をそれぞれ増額するものでございます。

13の児童福祉在宅事業は、特別支援学校等放課後児童クラブの負担金の確定等に伴いまして、1,868千円を増額いたしております。

14の放課後児童健全育成事業は、支援員賃金の増に伴い、5,034千円を増額いたしており

ます。

15の保育所整備事業は、防犯カメラ等、防犯対策強化整備に要する経費の補助といたしまして1,510千円を増額いたしております。

16の保育所運営事業は、入所者の増及び新規加算項目等の増によります施設型給付費の増に伴い、252,349千円を増額いたしております。

50ページをお願いいたします。

ナンバー17の母子自立支援事業は、母子生活支援施設措置費の見込み額の増に伴いまして、2,930千円を増額いたしております。

18のひとり親家庭等医療費助成及びナンバー19の子どもの医療費の助成事業につきまして、助成件数の見込み増に伴いまして、それぞれ4,580千円、29,785千円を増額いたしてございます。

ナンバー20の扶助費は、生活保護受給者数の増に伴いまして、60,000千円を増額いたしております。

21の耕作放棄地対策事業は、事業対象地の増加に伴いまして、2,052千円を増額いたしております。

ナンバー23の道の駅鹿島整備事業は、平成30年度に予定しておりました第2期工事を国の交付金の前倒し交付によりまして本年度実施することに伴い、157,544千円を増額いたしております。

51ページをお願いいたします。

ナンバー25の浅浦分校閉校記念式典事業は、平成30年3月末をもちまして閉校いたします浅浦分校につきまして、閉校式等を行うための交付金といたしまして700千円を新規に計上いたしております。

26の生徒奨励対策事業は、西部中学校女子陸上部が九州大会及び全国大会に参加するための補助といたしまして1,173千円を増額いたしております。

27の芸術文化振興事業は、県の明治維新150年記念さが維新交付金事業の採択見込みにより662千円を増額いたしております。鹿島で最初にミカン栽培に取り組み、ミカンが基盤産業となる礎を築られました田島勝爾氏の記念顕彰事業を行うものでございます。

28の図書館一般経常事業は、鹿島市民図書館への図書及び備品購入の指定寄附がございましたので、100千円を計上いたしております。

29の保健体育一般経常事業は、東亜工機株式会社様から鹿島市体育協会への指定寄附がございましたので、100千円を計上いたしております。

52ページをお願いいたします。

こちらは県営事業負担金の一覧でございます。この表の括弧書きが今回補正分でございます。

今回の補正予算の主な内容は以上でございます。

なお、53ページには市債現在高の見込みを、54ページには積立基金の状況を掲載しております。御参照ください。

以上で説明は終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの説明について質疑はありませんか。12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

何点かお伺いをしたいと思います。12番議員の徳村です。

先ほどの議案説明書の49ページの放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブのことなんですけれども、私が放課後児童クラブを設置しようということで働きかけたのが平成19年でございます。ことしで約10年たつわけですけれども、利用される保護者の方々、子供たちも健全にここで保育をされているということで、これは非常にありがたく思っているところでございます。

以前からしますと、こういうふうな補正も出てくるぐらい人数がふえているというふうに思いますけれども、現在のクラブの数と、それを利用されている子供さんの数は何人ぐらいいらっしゃるのか、まずお伺いをいたします。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

まず、クラブですが、鹿島小学校のほうに3クラブございます。それから、能古見小学校に1クラブ、古枝小学校に2クラブ、それから、浜小学校に2クラブ、北鹿島小学校に1クラブ、七浦小学校に1クラブと音成分校に1クラブ、それから、明倫小学校に3クラブということでございます。

人数ですが、これはことし4月1日での児童数ですが、398人となっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

発足した当初は多分二百二、三十人ぐらいで始まったんじゃないかなというふうに思いますけれども、今400名近くということで、ほぼ倍近くになってきていて、これに係る費用も毎年ふえてきているんじゃないかと思いますが、今回、児童数の増による増ということになっておりますけれども、実際の子供の数が何人ぐらい増になったのか、わかればお伺いをいたします。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

今回の補正の理由につきましては、まず、土曜日のほうの利用者がふえたということと長期休暇の利用者がふえたということでございます。これは参考値になるかと思いますが、平成28年度においては——平成28年度といいますか、平成29年度当初予算で見込みを立てていた人数としては、土曜日利用が72人でしたが、現在、補正で見込みを立てているのが99人です。それと、長期休暇のほうが当初の見込みでは369人であったものが補正では387人を見込んであるということでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

実際、子供の数がふえたということではなくて、その中の土曜日、あるいは長期を利用される方がふえたということで理解してよろしいんですね。人数がふえたというわけじゃないんですね。利用者がふえたということですね。わかりました。

次に、50ページですけれども、子どもの医療費助成の部分ですが、助成件数の見込み増による増ということで29,785千円上がっておりますけれども、これに関しては一般財源からだけ補正になっておりますけれども、県からの補助というのはないんですか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

今回、財源の内訳では、確かに県支出金のほうは補正をしておりません。県支出金のほうにつきましては、いわゆる就学前の子供さんだけの対象の補助金になっておりますので、今回は就学前の子供さんに関する歳出の補正ではなくて、小学生と中学生に係る分の医療費の補正ということで、歳入の県支出金のほうは補正をしていないということでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

その下の扶助費について質問します。

これも増加による増ということでございますけれども、この扶助費も毎年ふえていって

るような状況だと思いますが、この受給者数の増加による増ですから、人数がふえたんだろうと思いますけれども、この補正の金額からすると、ことしは何人ぐらい人数がふえられたんですか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

人数の比較で申し上げますと、平成28年10月1日、これは大体当初の見込みを立てるときですが、受給者数は203人でした。それが本年10月1日につきましては211人ということで、増加しているということでございます。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

少し理解しがたい部分があるんですけども、211名で203名ということは、単純に8名ふえていらっしゃる状況で、補正が60,000千円というふうになっていますけど、これは8名ふえただけで60,000千円というふえ方じゃないんですよね。ほかに何かまた別の要因があって、60,000千円になっているということですよ。その理由は何なんですか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

確かに人数の増だけの分で、この60,000千円という増額は生じないものでございます。当初予算を組む際に、我々としては見込みを立てるわけなんですけれども、比較的最小限の歳出で見込みを立てていたというようなことがございます。ですから、人数の増以外も給付費の伸びあたりは当然入ってくるものということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

わかりました。

最後にします。

51ページのナンバー25、浅浦分校閉校記念式典事業についてですけども、これは以前も質問したかどうか、ちょっと私もはっきり覚えていませんが、この学校を閉校した後の跡地利用というのは大体決まっていらっしゃるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

浅浦分校の跡地並びに校舎の利用ですけれども、現在、庁内で調整中でありまして、まだはっきり決まっていない状況でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

ちなみにでいいんですけれども、例えば、あそこをそのまま利用するということになると、あの校舎は耐震補強をして使うという形になるんですか、それとも、取り壊さなくちゃいけないんですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

使い方ですけれども、基本的には現状のままで、例えば、使い方によってまた内部改装が必要になってくるかもわかりませんが、基本的に耐震補強等はしなくて、必要になって一部補修ぐらいは出てくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

できれば跡地利用が市内の方がいらっしゃったら、早い跡地利用のほうがいいと思いますけれども、敷地も建物も大きなものですから、できればあそこに雇用が生めるような、そういう施設が入ってくればいいなというふうに私は思いますので、そこも考慮した上で、教育次長の考えで前に進めていっていただきたいなと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

5番議員の松田です。数点質問をいたします。

本日の定例会の議案説明資料49ページです。

ナンバー13なんですけれども、補正として1,868千円、事業の概要ということで、特別支

援学校等放課後児童クラブ負担金の見込み増額による増とありますけれども、この特別支援学校の放課後児童クラブを利用されていると思いますが、鹿島市内で利用をされている施設数と、もう一つは、利用人数についてお伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

今回の補正で計上しております特別支援学校放課後児童クラブの施設につきましては、市内の施設ではなくて、これは嬉野市にありますたちばな会の施設のほうで放課後児童クラブを実施しておられます。

それと、鹿島市の利用人数ですが、現在のところ10名の方が利用されているということでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

そうしましたら、この児童福祉在宅事業という中で、特別支援学校の放課後児童クラブの負担金というのは、たちばな会のほうにお願いをしているということによろしいのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

たちばな会に嬉野市さんが業務委託をしておられます。ですから、鹿島市は嬉野市さんのほうに負担金を支払うということでございます。鹿島市以外にも御利用されていらっしゃる方はいらっしゃいますので、そこは人数割で負担金を払うということになっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

それでは、次のページの50ページなんですけれども、ナンバー20で扶助費のほうで補正が60,000千円の増となっておりますけれども、生活保護受給者数の増加による増ということで、これは何名の方がふえられたということによろしいのでしょうか。また、現在、全体で390,000千円になりますけれども、どのくらいの方がいらっしゃるのか、お伺いをしたいと

思います。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

生活保護受給者につきましては、先ほど答弁しましたが、29年10月1日で211人ということでございます。

人数の増加については、先ほど昨年10月1日との比較をいたしました。8人程度ふえてはおりますが、今回の補正の60,000千円の内容としては、人数の増ももちろんありますが、先ほど申し上げたとおり、扶助費の額が大幅にふえたということもあります。特に、医療扶助費のほうが60,000千円程度増加しておりますので、その分を今回補正に上げたということでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

答弁の中で、211名で、8名程度ふえたということと、もう一つは、扶助費の中で医療費の伸びが大きいということで答弁をいただいておりますけれども、ここ数年で結構ですので、生活保護受給者数がどのような推移をたどっているか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

生活保護受給者数の推移でございますけれども、例えば、平成25年度当時は162人でした。それから、26年度ぐらいまでは100人台で推移して、27年度から200人台へ入るというような推移でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

平成27年度から200人台になったということであったと思いますけれども、このように増加をしている要因を担当課としてどのように分析をされているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

最も大きな要因というのは、受給者の方が高齢化しているということでございます。それに伴って、医療扶助、そちらのほうも伸びてきているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

それでは、最後の質問をしたいと思います。

資料の53ページ、市債現在高の見込みということで、12月補正後で平成29年度の見込み額が約111億円の市債となっております。次のページに積立基金の状況ということで、12月補正後が約26億円となっていると思いますが、予算にも計上されておりましたけれども、平成29年度末を企画財政課として市債の残高、また、基金の残高をどのように見通しをされているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

議員おっしゃいますように、市債現在高については53ページに掲載のとおりでございます。約110億円でございます。54ページにございますように、約26億円の12月補正後の基金の現在高でございます。

本年度末におけます大体的見込みということでございますが、財政調整基金については、この財政運営につきましては、より効率的、効果的な行財政運営を図りながら、財源確保をいかにしていくかということが命題でございますし、それに向けて取り組んでいるところでございます。財政調整基金については、その時々々の事業内容によりまして随時、適時適切に繰り入れ等を行っているところでございます。

今から年度末に向けて、例えば、市税等を初めとする収納見込み、もしくは事業費確定に伴いまして増減等はございますものの、財政調整基金につきましては、今、現在高が約1,250,000千円でございますので、極力これを維持していくということで、28年度が1,490,000千円の残高でございますので、なるべくこれに近いような基金の維持、確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

基金に関して絞って質問をしたいと思うんですけども、先ほどありましたように、財政調整基金についてということで答弁がありました。今議会前の全員協議会のほうで地域福祉基金についての議論もございましたけれども、そういうことを考えていきますと、12月の補正後の約26億円というのがありますが、今後、平成30年度と31年度と考えていくとすると、25億円を割ってくるのではないかという感じで捉えることもできると思うんですが、財政当局として、その辺、基金の残高の推移をどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

議員の御質問にございました平成30年度には25億円を割ってくるんじゃないかというふうな御質問だったかと思います。

確かに今現在はある一定額は維持をしておりますが、今後の事業等によりまして、基金の繰り入れ等もございまして、そういったところの不安というのはあろうかと思えます。我々としましても、ある程度厳しい財政状況ではございますが、より有効な財源等を確保しながら、基金等に影響がないような形で進めていきたいというふうに考えております。

財政調整基金につきましては、年度間の財源不足に備えるため、例えば、決算剰余金などを積み立てて、そういった財源が不足する年度等に活用していくというふうな目的の基金でございまして、この財政調整基金をいかに維持していくか。一つの参考値といたしましては、標準財政規模というのがございます。標準財政規模が七十数億円ございますが、その大体1割程度が一つのラインとなっておりますし、そこら辺を十分見きわめながら、30年度に25億円を割ってくるのではないかというところではございますが、ほかの財源の確保、もしくは税外収入等もいろんな模索をしながら確保してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

最後の質問ですけれども、答弁いただきましたが、中期財政計画の予定としますと、基金の残高が計画よりもかなり少なくなっている。市債については、資料にありますけれども、平成27年度が約9,360,000千円、28年度末が約105億円で、今回が補正後の額が約110億円ということで、逆に市債のほうはかなりまたふえてきているということですので、これについては一般質問でも質問をさせていただきたいと思えますけど、今後の市の財政運営を考えたときに、借り入れの分は着実にふえてきておって、貯蓄の分は計画よりも早い

ペースで減ってきているということで、非常に難しい財政運営だと思いますが、現時点でも結構ですので、企画財政課としてこの状況をどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

市債と基金の件でございます。やはり収支均衡と同じように、市債、または基金のバランスをいかに保ちながら、いろんな財政指標等もでございます。そういった現在高、もしくは財政指標、そして、毎年度見直しをいたしておりますが、中期財政計画を見ながら財政運営に努めていかなければならないというふうに考えております。

まず、市債については、やはり考え方といたしましては、本来その年度に使う経費というのは、基本的には市債以外の歳入をもって、その年度で賄うというのが原則ではございますが、しかしながら、地方財政法にもございますように、公共施設とか道路などのハードにつきましては、やはりその年度だけではなくて、数十年にわたって将来世代の方も恩恵を受けるということから、より有利な起債、建設地方債を発行して、その年度だけではなくて、将来の受益者の方にも負担をしてもらうというふうな趣旨から、この地方債があります。

したがって、単年度だけではなくて、後年度の負担等も十分考慮に入れながら、中期財政計画を見ながら財政運営に当たっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

午前の会議はこれにて休憩いたします。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

質疑ありませんか。7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

7番議員の稲富です。1点だけ質問をいたします。

ふるさと納税推進費の件であります。資料は今回の議案説明資料の48ページのナンバー4です。今回、70,000千円の補正ということであります。前もって渡された委員会資料の中には詳細が書いてありまして、今回、いろんな取り組みをしていただいたおかげで、基金のほうにも、35,000千円の基金ということで非常によくやっただいておりますので、ここは

非常に期待するところであります。

新聞報道でもいろいろにぎわわせているふるさと納税ですけれども、鹿島市もここに来てかなり納税額がふえているということでもありますし、20年度から実績を載せてありますけれども、もう少し早く取り組みをしていただきたかったなというのが今の思いでありまして、28年度になって職員の増、そしてまた、日々雇用の方も1名増、そして、クレジット決済を開始とか、非常に手厚くしてもらっていますけれども、これ以上何か必要なのか、それとも、目標金額を設定して行われているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

ふるさと納税、これ以上取り組みをどのようにするかというお話だと思います。

ふるさと納税、昨年度で1億円いただいたことによって、今年度も当初予算では1億円を目標ということで取り組みを始めたところでもあります。今年度から、29年度にさらに取り組みを強化したこととしましては、ふるさと納税のインターネットのサイトがあります。ここをランクアップしまして、少し経費はかかりますが、もう少し特集とかをとってもらようなサイトへのプランアップを行ったところであります。

今回、170,000千円ということで補正をしているわけですが、それがふえた要因というのが、もちろん返礼品をふやす努力を今回しております。昨年度までは139品目の返礼品をしておりましてけれども、今のところ200品目を超える返礼品を各市内の事業者などに協力をいただいて、220品目にふやしております。これはさらに鹿島市の特産品を売り込むというような側面もありますので、これを強化していきたいというふうに思っております。

ただ、全体として、確かに議員御指摘のように、取り組みのスタートが遅かったという御指摘もありましたけれども、今年度の動きというのが非常にわかりにくい状況にもあります。今年度、県全体でも約1.8倍ぐらいふえているようでございます。ただ、特に多くの額を獲得されていた自治体が返礼品を3割に落とすというようなことで、これを総務省から通知が来て早く取り組まれた自治体については納税額が減ったようでございます。ただ、それを3割に減らさずに、まだ様子を見るというところについては、その分、返礼品を落としていませんので、そのままそれが流れたような状況ではないかと思っております。今のところそういった状況がなかなかつかみにくいということもあります。鹿島市としては、当初から総務省の通知に従った形、制度設計も総務省がされていますので、自分が生まれ育ったまちに恩返しをしたいというようなふるさと納税の本来の趣旨に沿った形での取り組みを進めてきておりますので、こちらの返礼品をふやすとか体制を整えるとかの努力によってふえているものと思っております。

ですので、今後も引き続きそういったルールの範囲内でできるだけ努力をするということがふるさと納税、鹿島市への御理解をいただけるものと思いますので、そういった取り組みを今後も強化していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

先ほどの松田議員からの話もあっていましたけれども、基金が減っているということがある中で、今、ふるさと納税に少し力を入れて基金をふやすという言い方は悪いかもしれませんが、こういう体制ができていますので、もう少し力を入れてPRなり、納税の方をふやすというのをしていかなくちやいけないと思います。

納税は単発じゃなくて毎年毎年のことです。そういったこともありますので、もちろんお礼というのも非常に大事なところであり、納税する方が何を求めているのか。3割という上限が切られている中で、私なりにお値打ち感があるのが一番いいのかなど。そういったこともありますので、確かに納税金額がふえていくと職員の数もおのずとふやしていかなくちやいけないというのがありますけれども、その点の覚悟を持って今後されていくのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

鹿島市、私たち担当のほうでできる努力というのは、確かに返礼品を充実させるとか、返礼品を強化していただいて、また、鹿島市のことをPRすることによって鹿島市に対する御寄附、納税をいただくという努力が必要だと思っております。そういった点で、今年度、もう一つ考えておりますのが、返礼品がかなり充実してまいりましたので、その返礼品の内容をパンフレットですね、PR用にパンフレットに一覧にした形で作成するように計画をして、今年度中には作成をするようにしております。そういったことも含めて、パンフレットをつくったり、そういったことで情報発信ですね、例えば、今年度も関東の鹿城会とか、そういった鹿島にゆかりのある方へも鹿島への御寄附をお願いしますということでPR活動なども行っております。今後も鹿島市にゆかりのある方に働きかけることなどを積極的に行って、財源の確保のためにもふるさと納税をふやしたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

今後もしっかりとといいますか、これ以上にふるさと納税に対する返礼品なりなんなり、もう少し力を入れていただくようお願いしたいと思いますし、職員も優秀なんですけれども、もっとほかの方のアドバイスも聞きながら、ここはもう少し力を入れて、最大限に力を入れてやっていただきたいと思いますので、お願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

8番勝屋でございます。私も返礼品のことについて、ふるさと納税のことについて御質問申し上げたいと思います。

頑張ってください、多くのふるさと納税をいただくことになりました。本当にありがたいことでございます。せんだって、あるテレビ番組を見ていましたら、天童市の話がございまして、返礼品におまけをつけておるといんです。天童市は将棋の駒の生産地でありまして、それをストラップとか、ああいう感じで、個人の名前を彫ってあげるとか、そういう特別なことをやって、それをおまけにして返礼品につけて渡したということで、ふるさと納税のほう大幅にアップしたという事例の御紹介がありました。

鹿島の場合を考えたときに、そういうのが何かできんかなとか私は思って、見ていたんです。例えば、今、鹿島はお酒がどんどん有名になってきていますし、酒蔵ツーリズムの折には限定酒みたいな感じで6本セットみたいなものがあるじゃないですか。ああいう小さいのおまけでつけてもいいのかなとか、鹿島錦とかございますから、そういうので何かできないのかなとか、そういうことを思っていたんです。ぜひともそういう取り組みを新たな考えでやってほしいなと思ったんですけど、執行部のほうとしてはいかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えします。

返礼品についてですけれども、現在、220品目ほどあるということで申し上げましたけれども、返礼品は食料品とか農産物とかに限ったものではなくて、こちらあらゆる可能性を今探っております。御提案もいただきまして、ありがとうございます。そういった中で、例えば、食べ物じゃなくて、能古見人形でありますとか、小森さんですかね、杉彫工房さんの商品でありますとか、鹿島錦もちろん鹿島市の特産品でございますので、そういったものも上げておりますし、体験型としまして、干潟での泥んこ体験とか、そういったものも返礼品の一つに上げているところでございます。

ですので、できるだけ鹿島らしさを、鹿島を理解していただくための返礼品については、今後も御提案をいただければ、それを検討してまいりますし、こちらで考えることができる返礼品については積極的に担当者が製作者の方とか商店の方に御相談に行っている状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

先ほど言った天童の話は、とにかくオリジナルでいただけるという特別なものなんですよ、自分の名前を入れたりとか、思いを入れたりとか、好きな言葉を書いてもらったりとか、そういうことをやっているんだろうと思います。ぜひともそういうのを考えられて、例えば、酒蔵ツーリズム優待券じゃないですけど、来られたらこういうお酒を飲めますよでもいいでしょうし、いろいろやり方はあるのかなと思って、私、その番組を見ていたんですけども、ぜひとも検討いただければと思います。

では、その次に、説明資料の49ページで保育所運営費のほうで防犯対策強化整備に要する経費の補助ということで出ております。こちらのほうはどちらがやられたのか、何カ所ぐらいやられたのか、お聞かせ願えますか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

保育所整備事業ですが、防犯カメラの設置を市内の3園のほうで今回申し出がありましたので、補正をつけているということでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

園児たちの安全・安心のためにということで、こういう補助が出ておるわけでございますけれども、まだつけていらっしやらないところとかあるんですかね。また、この補助はいつまで大丈夫なのかどうか、お聞かせ願えますか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

市内でも整備していないところはまだありますが、具体的な箇所とか場所あたりは、この場合、ちょっと申し上げることはできません。

補助については、今年度まで県のほうから補助があるということで通知が参りましたので、今回、急ぎ市内の園に照会をして、それで3園から申し出があったということでございます。以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

今年度までは県からの補助があるということですがけれども、今後、まだある可能性もあるという認識でよろしいですね。可能性はある。もし県の補助がなくても、よろしければ市のほうでも今回補助した分ぐらいの負担をしていただいて、設置されていないところにはなるべく設置していただけるように進めていただければと思います。

じゃ、終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

6番の中村です。何点か質問します。

予算書の53ページで浅浦分校閉校記念事業なんですけど、ここは先ほど利活用の点で何点か質問がございましたけど、閉校記念事業といたらどういった事業をするのかというのをまず簡単に説明をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

さきの9月議会で閉校という形に条例を可決していただきましたけれども、能古見小学校のほうで、3月25日だったと思いますけれども、そこら辺で閉校記念式典を行うということでございます。

700千円の内訳につきましては、浅浦分校の記念誌をつくるというのが大部分でございまして、あと、記念の商品を若干つくり、その他につきましては、お花とか消耗品等で合計700千円というふうになっているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

わかりました。

記念誌とか商品とかになるということですが、その後の利活用の件ですけど、地元の声と

か庁内での議論をどういうふうに進めるのか、そして、今後そういったのがどういうふうなスケジュールでなっていくのかというのがわかれば、決まっていれば教えてください。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

浅浦分校及びその跡地ですけれども、基本的にはまず庁内、市役所内でほかの課が利用するか否かを確認いたしまして、もしそれでどこも使いませんよとなった場合には、地元、もしくは地元の関係団体等に使いませんかという形で使用の輪を広げていこうかと考えています。ただ、それをいつまでやるのかということはまだはっきり決めておりませんので、まず、庁内で使わないという結論が出た段階で、庁外のほうに回していくというスケジュールでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

わかりました。

いろんな可能性を考えながら、利活用も含めて今後の計画、事業に生かすようお願いいたします。

続きまして、予算書の25ページ、26ページで、未来スイッチ交付金の補正の分で、今回の12月の補正までで事業が今までずっとあると思いますが、大体今までで何件ぐらい申請があつて、何件ぐらい通っているのか。特に、公民館が今回たくさん改修されていますけど、公民館の中で、これはちょっとできなかったとかいう、公民館についてを詳しく教えてもらっていいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

未来スイッチ交付金についてお答えいたします。

未来スイッチ交付金、29年度のことで申し上げます。

今回は随時募集の分ではありますが、その前に、当初予算で16事業の採択を受けております。事業については、申請があつたものについては全部採択はされております。一部採択というのが、経費のところで採択ができないというものはありましたけれども、16事業は全部採択をされております。

今回、補正をお願いするのが13事業、これは随時募集ということで、県の予算80,000千円

のうち、先ほど申しあげました1次のところで50,000千円ほど使われており、残る30,000千円に対して随時募集があったものでございます。鹿島市のほうは7月から8月にかけて周知に努め、提案をいただいたところでありまして、13事業の提案が各地区からありまして、今回はその13事業全て内示を受けております。1事業は商工観光課のラッピングバスですね、それが9月にお願いをしたところでありまして、今回は12事業の補正を上げております。

ですので、公民館につきましては、コミュニティーの充実強化に資するハード事業というのは人口が減っているところにしか採択要件がありませんので、そういったところでは、今回はそれぞれの公民館については、出されたものが全て今回採択を受けたという状況でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

それでは、人口が増加しているところの地域の公民館とかについては、改修したいとかいう声もあるかもしれないけど、今回はできない、市独自のそういった助成とかもないということではいいですかね。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

地域活性化事業として、鹿島市のほうでも独自に補助金がございます。それともう一つは、コミュニティー助成事業といって、宝くじの事業がありますので、ここで申請をしていただくか、先ほど言いましたさが未来スイッチ交付金ですね、それともう一つ、鹿島市のほうでふるさと創生事業奨励金ということで、ふるさと創生基金を活用した事業がございます。そういったものは企画財政課が窓口になっておりますので、御相談に見えられた時点で地区の方にとって一番有利な補助事業について御紹介をさせていただいて、その中から選んでいただいているという状況でございます。

一番いいのは、コミュニティー助成事業が全額出ますので、一番有利であります。それから、さが未来スイッチ交付金については、公民館の分については7割を県と市が持つので、それが次に有利かと思えます。それにも該当されない場合は、ふるさと創生事業奨励金ですね、こちらのほうで対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

昨年とかおととしも同じような交付金があって、佐賀県の中で鹿島市は県からいただいている交付金が多かったと思いますが、今回の未来スイッチ交付金については、交付金額でいったら鹿島市は県内でどうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

昨年も確かに件数は一番多くて、額もたしか3番目ぐらいの獲得状況でありました。今回も件数は間違いなく鹿島市から出ているのが一番多いようでございます。県の80,000千円の予算のうちに、今回でうちが10,000千円以上を超える額をいただいておりますので、まだ結果はわかりませんが、額についてもかなり上位のほうで交付金をいただいているものと思っております。

○議長（松尾勝利君）

6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

わかりました。

10,000千円以上交付金 coming というので、さまざまな地域活性化の事業が行われていますので、これで盛り上がればいいのかなと思います。引き続きいろいろ協力してやっていただければと思います。

最後になりますが、予算書の48ページです。橋梁補修事業、これは減額がされていますが、市内の橋梁の中で古くなったとかいう話を住民の皆さんからも聞く機会がかなりふえました。今、市内にある橋の中で危険性が——これはたしか半年以上前にも議論になったと思いますが、大体でいいので、危険な橋の個数と、今後の改修とかは、年に何件とか、そういったものが都市建設課のほうでどういうふう考えられているのか。本当にさびて危険なとか、コンクリートのひどいひび割れとかも見受けられるようになりましたので、その辺について担当課お願いします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

市内の橋梁関係については、常々担当部署でも点検等を行いながら、過去、調査等を行っております。

今、改修が必要な橋としては8橋ございまして、そのうちの4橋が改修済みでございます。

あとは年次計画の中で、橋の規模とか状態を勘案しながら、全て完了したいというふうを考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6 番中村一堯議員。

○6 番（中村一堯君）

8 橋あったうちの4つが済みということですけど、残りの4つに関しては、今、今後のスケジュールとかわかりますかね。決まっていれば教えてもらっていいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

現状ということでお答えしたいと思いますけれども、この4橋につきましては、先ほどお伝えしましたとおり、年次計画の中で状態を見ながらということで、現在のところ32年度を目標にこの4橋を完了したいと思いますけれども、途中、さまざまな状態が出てきた場合は前後する可能性もございますけれども、目標は32年度を設定して作業を進めております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6 番中村一堯議員。

○6 番（中村一堯君）

わかりました。

32年度までにそういった計画があるということで、今、さまざまな公共施設の老朽化がテレビとかニュースでも大変問題になっています。その中で、橋梁であったり、施設であったり、特に人の人命にかかわるような公共物については、小規模なものであっても、大きいものであっても、積極的に改修を進めていただきたいなと思います。先ほど松田議員の基金の話、稲富議員も基金の話とか市債のお話もありましたけれども、皆さんの生活に密着するようなところをするのが行政の役割だと思っておりますので、そこはバランスを考えながらして行ってほしいなと要望して、終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。4 番中村和典議員。

○4 番（中村和典君）

4 番の中村和典です。農林水産課のほうにお尋ねをしたいと思います。説明資料の今回の補正事業の中に耕作放棄地対策事業ということで補正額2,052千円を計上されてありますが、この事業については、補正前は1地区で1,000千円の事業費を組まれておって、今回、新たにそれにプラス2地区の追加があったのかどうか、まずその点についてお伺いしたいと

思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

耕作放棄地対策事業についてのお尋ねでございます。

当初予算で1,000千円ということで見込んでおりましたのは、当初、計画が上がっておりませんでした。しかし、今年度、29年度には上がる見込みがあるだろうということで、当初1,000千円予算措置をさせていただいております。

それで、今回2件上がってきたのは、水田が1件と畑が1件ということで、具体的な作物が畑のほうがタマネギ、野菜、それから、水田のほうが大豆、麦ということで聞いておりました、この事業を受けまして、補正で組ませていただいたということでございます。

なお、ちなみに、総事業費は9,000千円余りになってございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

それでは、次の質問をしたいと思いますが、この事業に関連して、この事業の採択要件についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

この事業を想定しておりますのは、耕作放棄地であること、それから、耕作放棄地はみずからの耕作放棄地ではいけませんので、利用権設定等で借りていただくということで、そこを重機等を使って開墾していただき、農作物を植栽していただくということが要件になってございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

先ほど最初の質問で、事業費は9,000千円程度ということで説明がありましたが、そして、補助率は3分の1以内ということですね。ちょっと確認したいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

補助率の質問でございますけれども、国が2分の1の補助、鹿島市のほうでそれに上乗せの3分の1を独自で行っておりますので、合わせますと6分の5の補助率ということになっております。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

それでは、国からの2分の1の補助については、受益者に直接交付される補助金なんではないでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

この事業に関しましては、中村議員も御存じの鹿島市農業再生協議会というのがございまして、そこで受け入れます。資金の流れにつきましては、国から再生協議会からの個人への支出という形になってまいります。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

今、鹿島市の農業主体においても耕作放棄地の問題が非常に大きな問題として浮かび上がっているわけですが、こういった事業を利用して再生を行ってもらうことは非常に前進的な事業ということで評価をいたしたいと思っております。

それで、先ほどもちょっと課長のほうから説明がありましたように、耕作放棄地の原因は、耕作者本人の何らかの理由によって手が回らなくなって、こういった状況を招いているのが現実でございますが、先ほど課長から言われましたように、この事業の対象者については、利用権設定等で農地の賃借が条件だということでございますが、この賃借権の設定については、この事業に参加する時点で既に締結しておくべき条件なのかどうか、その点について伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

やはりこれは国庫事業でございますので、鹿島市の上乗せもありますけれども、やはりこの事業の採択時点では利用権の設定が前提となるものと考えております。

なお、そういった利用権設定につきましては、農業委員会が毎月定例会を開いていらっしゃいますので、ここの会議のほうに案件として上げさせていただいて、その農業委員会の決定というのが非常に大事になってまいりますので、申し添えたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

先ほど課長からありましたように、この事業については、農業再生協議会が主体となつて行われる事業ということで説明があったわけですが、まだまだ地域に対してのそういった啓蒙といいますか、啓発が不足しているんじゃないかという感じがいたしますので、今後、こういった事業については、ぜひ生産組合、あるいはミカン部会等を通じて積極的な啓発をお願いしたいなと思っております。

それから、先ほども言われましたように、再生後の土地の利用方法について、例えば、先ほど言われました水田については大豆、それから、畑についてはタマネギと野菜ということで計画がなされているということですが、投資事業でございますので、こういったものでどこまでの収益性、採算が上がるのか、その辺の確認というのはどういう形で考えておられますか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

中村議員御心配されておりますように、やはり収益が上がってこそその事業だということであると思いますが、この事業に関しましては、その後の追跡調査もいたしております。また、過去にはこういった荒れ地を開墾されておまして、キウイフルーツやブドウ園などつくられて、生産性を上げておられる方もいらっしゃいますので、ぜひこういった事業も使っていただいて、耕作放棄地の解消と農業経営所得の安定に期していただきますように重ねてお願いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

この事業は国から2分の1の補助があるということで、当然、会計検査の対象事業でございますので、今、課長が申されますように、最低5年間はこういった必須の条件が追跡されると思いますので、ぜひこの事業が成功の形になるように御指導もよろしく願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。ただいま審議されております説明資料の中の50ページの23番、道の駅鹿島整備事業の件でお尋ねをしたいと思います。これについては委員会のときもちょっと触れ

たと思いますが、質問をする前に、これは29年度から31年度までの事業ということですが、まず最初に、総事業費とそれぞれの財源区分をお知らせください。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えいたします。

道の駅「鹿島」の干潟交流館建設につきましては、国の交付金を最大限活用するため、今年度より3カ年での整備を計画しているところでございました。内容といたしましては、今年度、29年度に基礎工事、来年度の30年度に建物の工事、最終の3年目の31年度につきましては外構工事と電気設備のほうを計画しておりまして、今回、国の追加の交付により前倒して第2期の来年度予定しておりました建築工事を今回の補正でお願いしているところでございます。

財源につきましては、一応3カ年の計画で干潟交流館の建設に係る費用として約410,000千円を予定しております。そのうち、国の国庫補助のほうが先ほど申しましたとおり150,000千円、地方債のほうが180,000千円、一般財源のほうは約80,000千円というふうになっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私が今回申し上げたいのは、結局、来年度の分が前倒しで来たということで、その分をするということ、それはいいと思います。事業が早く済んでいくのはいいと思いますが、ただ、私が心配しますのは、今年度、国からそういうふうにして来たために、一般財源も入れ込まなくちゃいけないわけですね。大体23,000千円ですかね。入れ込むのはいいでしょうけど、私は一番心配なのは、23,000千円といえども、当初、鹿島市の予算を立てた中で、やっぱり全体的にあり余ったお金で立てたわけじゃないですので、いろんな事業に対して精いっぱい形で予算が立てられたと思うんですよね。そういう中で、こういう形で国から来たということで、その財源をほかの分から、極端に言えば削り削ってかもわかりませんが、そして、この事業のために20,000千円というお金を余分につくらなくちゃいけないということになると思うんですよね。そういうことになった場合に、ほかのいろんな事業に対する影響力があると思うんですよ。20,000千円といっても、それぞれから少しずつ削っていくぎよかやなかかと、それでは済まんと思うわけですよ。それぞれどれでも余裕なく予算を組まれているわけですからね。その辺については、この23,000千円の財源というのはどういう形でここに生み出そうとされているのか。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

国の交付金前倒しに伴います2カ年の事業ということで、その分、一般財源に圧縮がかかっているんじゃないかと、ほかの事業に影響が出ているんじゃないかというふうな御質問かというふうに思います。

その分、一般財源のほうに圧縮といいますか、部分については、やはり財政調整基金というのがございます。午前中にも申し上げましたように、年度間の財源不足、やはりどうしてもそれぞれ年度、年度でそういったところがございますので、その分を調整するために財政調整基金がございますので、この財政調整基金を活用いたしまして、ほかの事業等に影響がないように、また、第六次総合計画の事業も遂行できるような形で、この財政調整基金を活用しているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

そういう形で、いろんなのに影響がないということになれば私は言いませんが、そういう心配をしたものですから申し上げたんです。

いつかも申しましたけど、今、何かちょっとお願いをしても、100千円、200千円のお金だって、財政がないということで市民の要求が置き去りにされるというような実態がいっぱいあるわけですよね。しかし、そういう中で、もちろん国から来たのでやっていかんといかんのはわかりますが、こういうのになるとお金がぱっと出てくるわけで、本当何なのと言いたいわけですけど、そういうことにいきますと、地方債の問題にしたって、その辺の調整というのはあると思うんですよね。

ですから、このことによってほかの事業に差しさわりがあったということになっちゃいけないし、特に最近、年度末になると何%削減とかなんとかいう形で財政の調整がされますが、やっぱり予算を組んだ分については腹いっぱい使って、市民の要求を実現するために組んでいるわけですから、それを変な形でほかにやるというようなことがないように、やっぱり十分に皆さんの声に応えられるようなものにしていってほしいと思います。

それと、もう一つお尋ねしますが、こういう事業に対して県は全くタッチしないんですか。県からの財源というのはないでしょう。この辺についてはどうですか。最近、よくいろんな事業を見ますが、県からの負担というのが少なくなったような気がします。そういうのはないのか、要求をしていないのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

例えば、県の道路等についても、そういった補助なり、いろんな支援等もなされているところがございます。

ちょっと県の補助等が少ないんじゃないかなというふうな御質問かと思いますが、そこら辺は十分県のほうともいろんな情報交換等をしながら、そういった補助、支援等がないかどうかについても、十分な県とのやりとり等を通じながら、所要財源の確保等には努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

県の補助金はないかという御質問だったと思いますけれども、この干潟交流館の建物の建設につきましては、国からの直接の交付金だけで、県からの補助の制度等はございません。

また、駐車場整備の実施設計のほうを9月補正で計上させていただきましたけれども、そちらのほうについては、負担割合についてはまだ協議中でございますけれども、なるべく市の一般財源の持ち出しが少なくなるよう協議を重ねているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

やはり県のほうにも要求をして、十分必要な分ですので、取れる取れん、いろいろあると思いますが、その辺は皆さんの力だと思いますが、ぜひ少しでも市の財政援助のためにも県のほうにお願いをします。まだ31年度までですから、今からでも遅くないと私は思います。そういうことなら、私たちもできることはしながら力を尽くしていかなんといかんと思いますが、ぜひそういう形で取り組みをお願いして、終わりにしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

15号角田一美です。3点ほどお尋ねします。

まず1点目、先ほど中村議員から質疑がございました予算書の25ページの地域振興費のさが未来スイッチ交付金事業、随時交付金で今回も13事業申請して、全て採択されたとい

うことです。当初予算でも16事業、鹿島は県内でも80,000千円のうち10,000千円の内示を受けたということで、執行部の努力に対して非常に評価をいたしておるところです。未来スイッチ交付金事業の補助割合が7割と非常に高いということを認知されてきたからと思うんですけど、地域の公民館を回ってみますと、区長さん、あるいは民生委員さんからの意見を聞きますと、やはり高齢者の居場所づくりに公民館が今後非常に機能を果たす予定をされているんですけども、さが未来スイッチ交付金は来年度までというように聞いておりますけれども、来年度に申請したいという地域があったら、いつぐらいまでに申請すればいいのか、そこら辺、現時点でわかっておればお願いします。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

さが未来スイッチ交付金の各地域の申請ですけれども、この制度は28年度から始まって、29年度、30年度ということで、28年度のときが4月の頭ぐらいに周知がありまして、募集をかけたところですが、その際に年度がわりでちょうど区長さんたちの交代時期であって、そういったときに申請を要求されてもなかなかしにくいということで、29年度は年末ぐらいから年明けにかけて募集があったように記憶しております。

そういったことで、今年度も恐らく30年、年明けぐらいから県のほうで募集をかけられると思いますので、それを受けて、鹿島市からも各区長さん、それから公民館、そういったところへ周知をして、申請をしていただくようにしているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

ぜひともこういった施策があるということを知ってもらって、申請漏れがないようにですね。区長さんが年度がわりでかわられる時期に申請漏れというような形が非常に多いように見受けますので、ぜひともよろしく御指導をお願いして、居場所づくりにですね、民生委員さんとか、いわゆる公民館を所管されている教育委員会部局と連携をとりながら、ひとつお願いします。

それでは、次の予算書の42ページ、農地整備費で、今回、多面的機能支払補助金の減額とか、経営体育成基盤整備事業補助金、こういったものの増額等により、トータルとして補正額4,291千円の減額をされているんですけども、この財源内訳を見てみますと、国庫補助金なり国、県からの補助金、それから地元負担の一般財源とか、その足りない分、地方債の減額はわかるんですけど、その他、いわゆる団体負担金だろうと思うんですけども、3,069千円ふえています。総体事業は減っている中で、ふえているその他の3,069千円の中身とい

うのはどういうことなんでしょうか、ちょっとそこをお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

先ほどのお尋ねの農地多面的機能支払交付金の件でございますけれども、これは事業費確定に伴う減額ということで、賃金が502千円の減、補助金が5,693千円の減ということで、補助金につきましては協定面積の減ということになってございます。

それから、交付金の返還金が606千円の増ということで、内訳としましては、国に対して404,400円、県に対して202,206円ということで、これは農地転用等が行われた場合に、さかのぼって5年間分は支払いをしなければいけないということになってございますので、その分の内訳になっております。

○議長（松尾勝利君）

15番角田一美議員。

○15番（角田一美君）

委員会のときにちょっと説明を受けた中で、いわゆる稼働井堰とかため池等、そういった農業水利施設が非常に老朽化して、市内でも更新時期、補修時期に来ているわけです。その農業水利施設、特に稼働井堰なんかの塗装塗りかえなんかは非常に高額な金額を要して、地元負担というのが、いわゆる国、県からの補助があり、その残りを市と地元で負担するんですけども、国が55%、県が15%ですから7割は補助があるんですけども、残りの30%を地元と鹿島市で折半、鹿島市が3割、地元が7割としますと、例えば、稼働井堰の場合は、いわゆる全体工事費の21%ぐらいが地元負担になるわけですが、これが工事費そのものが非常に大きくなってきていますので、21%の地元負担といっても1カ所で1,000千円を超える地元負担が発生して、しかも、地区内に4カ所あったら4,000千円の負担とか、そういうような感じで、地元負担が非常に大きく発生するわけです。それに反して、いわゆる耕作している水田農家がどんどん減少している中で、地元負担が払えないというような心配を非常にされてきているんですけども、この地元負担について、いわゆる国、県が、あるいは市町村が補助事業でやる稼働井堰とかため池補修事業等の地元負担について、国で全てやってもらう必要があるんじゃないだろうかというような要望が非常にある。これも市のほうにも、今回、29年度事業で取り組む地区から要望が出ていると思うんですけども、我々議会のほうにも出ているんですけども、今後、こういった要望に対して、市としてどのように対応を考えておられるのか、そこら辺、現時点での地元負担の考え方についてちょっとお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

先ほどの角田議員の質問の件につきましては、ある区から頭首工を結構持っているから地元負担金が多くなるということで要望書をいただいております。おっしゃるとおり、確かにこれまで頭首工の取水で農用地等の水田が潤っていたことは、非常にすばらしい施設であって、また、これからもずっと活用されることを望んではおりますが、こういった頭首工がやはり色塗りをしたりとか、あるいは機械の故障等による部品の交換等、ストックマネジメントという考え方で、それぞれ補修をしながら長く使っていただくということを行っているわけです。その中で、先ほど言われましたように、じゃ、事業費はどこが持つのかという話の中で、国が既に55%を出していただいております。また、県のほうも15%、残りの30%を市と地元で負担、割合はそれぞれ違うところがございますが、受益者負担という形で市と一緒に負担金をお支払いいただいているわけでございます。

その中でも、鹿島市内でも土地改良区をお持ちの場合は、そこで積み立てをしながら、しかも、この農業用水だけではなくて、雨水もありますし、生活用排水もあります。こういったことで水路が生活に密着して使われておりますので、農業者だけではなく、やはり区民の皆様方にも御協力いただいて、その中で積み立てをして自己負担に備えていただきたいというふうに私どもは考えているところでございますが、国とか県とかの補助率もできたら上げていただきたいなというふうには考えているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

水田耕作農家が減っている中で、農業者だけに負担というのは到底無理なので、生活排水等も流されていますから、市民の皆さんの負担、そういった形で農家負担の軽減につながればいいんですけども、その中で、地元負担の3割の中でも、市が3割、地元負担の7割、この3割、7割の負担割合というのは国で決めてあるのか、鹿島市独自で決めてあるのか、これを変えることができるのかどうか、ちょっとそこら辺をお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

農業用水の頭首工等の補修に関しましての補助のあり方ということで、鹿島市のほうとしては30%を15%、15%ということで、受益者の方にはやはり半分持っていただくという方針がございしますが、しかし、その中でも、水路によっては、要するに川によっては農業者の利用が少ないところもございします。こういったところは、これまで市も入って、協議会の中でいろいろと議論をしていただいて、これまでの負担率の割合が決まってきたので、今後、それを変わるとなると、新たに協議の場を持って、今後どうしていくかというのを話

し合っていくのが一番いいのではないかと考えております。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

ぜひともそこら辺の地元負担を捻出できない、いわゆる今後の将来の農業経営に非常に不安を持っておられますので、そこら辺を協議会あたりで、できるだけ地元負担が少なくなるような形で国の補助割合をふやすなり、あるいは鹿島市独自の負担割合を少しでも上げていただきたい。

この点でもう一点お尋ねですけれども、今回の農地整備費の中で、多面的機能支払補助金を5,693千円ほど減額補正されておりますけれども、こういった補助事業に対して、地元、いわゆる受益者負担が賄えないといったときに、多面的機能支払補助金等の活用についても、あわせて要請が出てきているんですけれども、こういったことの方針についてちょっとお尋ねをしたいんですが。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

中山間地とかの多面的機能を維持することによって災害等の防止、あるいは農業経営の持続ということで非常に役立っている面があると思いますし、また、中山間地域等直接支払もそうなんです。こういったところでの制度としては、いろんな水路工事とか、あるいはため池の草刈りとか、いろんなところで使っていただいておりますので、こういった制度上の目的に沿った形での使われ方というのがやはり必須でして、こういった補助金を使う以上は、そういったルールのもとに整備をしていくというのがありますので、そこら辺はまた事業の枠を広げるといえることでは、今後、検討していく内容になるのかなと考えております。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

ぜひとも地元負担の軽減につながるように、そして、将来の農業経営の見通しが明るくなるような形で国等に要望活動をですね、現在、農家、地元負担が捻出できない状況であるということをつないでいただきたいと思います。我々も国等に出た際にはそういった現状を伝えていきたいと思っておりますけれども、執行部のほうにもぜひよろしくお願ひします。

最後に、予算書の50ページ、都市公園費で今回1,809千円減額補正はされているんですけれども、中身を見ますと、都市公園老朽化遊具取替工事1,000千円を減額して、負担金補助及び交付金で旭ヶ岡公園補修工事負担金として1,250千円増額されておりますけれども、せっかく当初予算で都市公園の遊具が老朽化したから危険だから取りかえしたいということ

で予算をつけたのを今回わざわざ減額して、ほかの公園補修工事負担金に回してありますけれども、この減額されたのは、無駄な予算計上だったのか、取りかえ工事として必要ないのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

今回の遊具の取りかえ工事についての1,000千円の減額の根拠なんですけれども、これは当初は城内公園のブランコ、この取りかえがそろそろだろうということで予定をしておりました。しかし、今回、旭ヶ岡公園の水上ステージがございまして、その裏手のほうの石積みが一部崩落してしましまして、やはり安全性の面を含めてこの補修工事を早急にやる必要があるというところで、予算の組み替えで石積みの補修を優先的にさせていただいたという経緯がございまして。

来年度の当初に遊具のほうは持って行って、遊具のほうは一括して取りかえを行いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

非常に危険だということで当初でして、旭ヶ岡公園の水上ステージ裏手の石積みが崩壊したということで、そちらに回すということなんですけれども、何か逆のような感じで、遊具で遊んでいる子供が事故に遭ったら困るんじゃないかならうかと思えますけど。

それでしたら、ちょっとお尋ねですけど、旭ヶ岡公園の水上ステージ裏手の石積み崩壊に1,250千円、これは工事請負費じゃなくて負担金補助及び交付金に組み替えてありますけれども、これは事業主体としてどこがやるのか。工事請負費じゃなくて負担金としてありますけれども、大体本来どこがすべき事業だったのか、その補助先についてお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたしたいと思えます。

この水上ステージの裏の石積みの所有権というのは、松蔭神社、祐徳稲荷神社さんのほうでございまして、以前ですけれども、そのそばに、市道沿いに石積みがあるんですけれども、そこも一部崩落したりした部分でございまして、そのときも負担金ということで、つまり市のほうから祐徳稲荷神社さんのほうに一部予算的に交付をして、事業主体は祐徳稲荷神社で

行ってもらったという経過がございます。

今回もこの内容で一部崩落、大体範囲的には10メートル程度でございますけれども、ここに対して、工事請負費ではなくて、祐徳稲荷神社さんのほうに今回の補正額を負担金ということで交付を行って、事業は祐徳稲荷神社さんのほうで行っていただくというふうになります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

伊東です。一、二点質問させていただきます。

今回の補正予算は765,000千円程度。一番大きいのが、配置よっての person 費の増減ですね。この中で、民生費以外で非常に予算的に補正予算をつけられているのが、先ほど松尾征子議員から質問があった道の駅鹿島整備事業、これに157,544千円というふうになっております。少し前倒しをして工事が始まるということで、それはそれとして、私は計画を立てていることが早く進むことはいいことだろうと思っています。ただ、工事費にこれだけお金をかけた。じゃ、その後、多くの方においでいただくためのソフト事業としてどのくらいの予算を考えていて、何をしようと思っているのか、それをお答えください。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

干潟交流館の完成後の事業展開についての質問だと思いますけれども、現在、道の駅「鹿島」では干潟体験と、あと展望館のほうで水族館の展示などを展開されております。今度、新しく干潟交流館の建設を予定しておりますけれども、まず男子シャワー室を1階のほうに新設を行う。女子シャワー室のほうは既存のシャワー室を改修する予定となっております。また、2階につきましては、学習室として40人程度のスペースを考えているところでございます。そういった中で、干潟体験の利用者がふえるということと、あと、今現在考えているところで申し上げますと、サイクリングロード、サイクリング者の駐車場のほうも設置する予定でございますので、そういったことでサイクリングロードの利用も見込んでいるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今、御答弁いただいたのは整備です。何を整備するかということをお答えいただいています。私はそこを利用して、どういうふうな活用方法があるのか。教育委員会、教育長、学校

関係でもこれをどういうふうにするのか、そういうふうなお考えは持っていますか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

干潟交流館ができた際には、やはり子供たちがその場に行って、いろんなことを学ぶ機会ができるんじゃないかというふうに思っております。今現在もラムサール関係で環境学習というのを進めていただいております、いろんな方に協力をしていただいております。それで、やがて交流館ができて、いわゆる建物もできれば、その中でいろんな座学もできますし、いろんな機械等も使ったりして観察ができるような環境ができればいいかなというふうに期待をしているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

せっかくいい施設ができると。有効に利用していただきたいということと、これが平成31年度までの事業ということであつたら、また来年度、これには予算がついてくるわけです。そのときに再度お聞きをします。これはあなたの担当課である商工観光、これにも非常に役に立つ施設にならないといけないんですよ。観光客をどれだけふやすことができるか、それを次回は答弁をしてください。

それでは、次の質問に行きます。

次に、ふるさと納税のお話が出ておりました。私も委員会に配付された資料やさまざまな資料を読ませていただきました。ざっとふえてきたのが平成28年度から6,000件ぐらいで、1億円を突破したということで、そして、29年度が4月から10月まで4,557件、それで82,600千円程度ふるさと納税の寄附があると。総務省のほうから返礼品に関しては30%、3割程度という通知が出てきた。しかし、鹿島市は以前からそれを守ってきた。そう考えると、今後、急激に減るとはちょっと考えにくい。地方では実感が少ないんですが、都市部においては、やはり景気は上向きと考えていると思われまふ。そう考えると、多分2億円程度が続く可能性が考えられます。そう考えるときに、私はこの業務を委託したほうがいいと思っております。先ほどのパンフレットの作成、これも以前、角田議員ですか、ほかの長崎県のも持ってこられて、そういうふうなことを言われていました。

これからもやはり鹿島市のふるさと納税に興味を持っていただく政策を続けていくべきだと思いますが、そういうふうな民間委託を議論されているのか、お聞きをいたします。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

民間委託についての考えですけれども、28年度から取り組みを強化したというのは議員がおっしゃったとおりであります。そこで、何を民間委託するかというお話ではありますけれども、例えば、ふるさと納税サイトなどは民間委託を当然しておりますし、クレジット決済など、そういった決済の方法なども民間委託をしている状況でございます。

肝の部分、要するに鹿島市のPRとか、実際、返礼品として何を選定して、どういった形で返礼品をやるとか、まずは28年度から担当職員を置いて、今は鹿島市役所がノウハウをしっかりと蓄積する時期だと思っております。そういったことで、28年度、29年度と取り組みを強化してきておりますので、そこは今のところまず鹿島市の職員がしっかりとノウハウを蓄えて、今の現状ではまだそういった内部でやる作業の部分ですね、例えば、返礼品の選定でありますとかお礼状の送付とか、そういった事業とか、ワンストップ特例ということで、申請をされれば税金控除のための寄附金控除の証明とか、こういったものは鹿島市のほうでしなくてできない部分もありますので、そこら辺の民間に委託できるところと鹿島市役所が本来やるべきところというすみ分けがあるかと思えます。そういったものは今後も検討はしてまいりますけれども、現状、もうしばらくはこのまま、うちの担当のほうで、今のような状況での事務を進めたいというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今おっしゃられたとおりに、行政がしなければいけない部分はありますよ。でも、民間に任せられるところが大分ふえてきたと思うんですよ。そう考えると、観光協会、ここはこのふるさと納税の返礼品に関しても非常に関係がありますよね。そことの議論はされていますか。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えします。

現状では行っておりません。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

わかりました。

そこに限らず、今後、いろいろ考えていただいて、余りにも職員の負担が——これからも

しかして3億円とか4億円とか上がっていったときには、やはり相当な負担になると思います。それは考えるべきだと思いますので、検討をお願いいたします。

最後にしますが、児童福祉在宅事業、これの放課後児童クラブの負担金のことがここには書いてありますが、委員会するときにも私はお聞きをいたしました。これはこの学校利用者の方からも要望が出ていたこともありますので、また再度この本会議で述べさせていただきます。

うれしの特別支援学校、平成29年度より送迎バスが運行されています。しかし、この鹿島エリアは除外をされている。この理由は何ですか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

うれしの特別支援学校は、御承知のとおり、県立の学校でございます。通学バスについても、佐賀県のほうが運行しているということでございます。今年度から通学バスのほうが運行されるということですが、鹿島市につきましては、やはり距離的な面あたりを考慮されて、今、鹿島市を通る通学バスはないということだと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

この学校が開校されるときに非常に鹿島市も努力をして、そして、鹿島に誘致をしたいという考えでした。それが嬉野のほうに移って、そして、もう10年はたっているだろうと思います。そういう中で、地元の思いがあって、まずは近くに学校をつくってほしいということから始まったわけですが、今回、こういうふうに通学バスというものがまだ運行されていなかったら私はそこまで言わないんですが、ことしからそれが実施されて、なぜ幾ら近いといえども鹿島市が除外されるのか。早々にでも、課長がどれだけ把握されているかわかりませんが、鹿島の中でも七浦のほうからでも通っていらっしゃる方がいらっしゃるんじゃないですか。そんなに近いとは思いませんよ。

そういうふうなことを考えると、県との連絡、協議の中で、これは本年度に入って、30年度からはこのエリアに入れていただくように要請はされましたか。どうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

現時点ではうれしの特別支援学校のほうに要請とかはいたしておりません。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

この学校に通われている子供さんの保護者の方、私も知っている方もいらっしゃいますが、皆さん、お母さんもお仕事をされています。そういう中で、もちろん天気が悪いときとか、そういうのは別としても、通常そういうふうな送迎バスがあれば非常に助かれる、そういうふうなこともありますので、今後、県との協議の中で必ずこれは入れていただいて、そして、できることならば平成30年度から鹿島エリアも送迎可能区域になるように頑張っていたければと思いますので、以上で質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

ちょっとここで10分程度休憩したいと思います。午後2時45分から再開します。

午後2時34分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

ほかに質疑ありませんか。3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

3番議員の樋口作二でございます。私も地元ですので、説明資料の23番、道の駅鹿島整備事業についてです。

まずは道の駅で干潟交流館を建てていただくということですがけれども、やっぱり一番大きな目的といいますのは、シャワー施設の改良、改善と。熊本地震が起こる前までは1万5,000人の修学旅行生が確実に来られて、当道の駅で干潟体験をされていました。熊本地震の影響でちょっと減りまして、と同時に、老朽化が進みまして、なかなか現代の子供さんたちには対応がしにくいような状況も出ているということで、改良したいシャワー施設の中での干潟体験というのは、地元は大いに期待をしているところであります。その辺が非常に大きいかということと、それから、交流館ができましたら、現在、干潟展望館で、先ほどおっしゃったラムサール関係の環境教室といいますか、そういうことを中心にやっているわけですがけれども、環境教室だけではなくて、実は有明海独自の生き物を展示して、その生き物を他の博物館と物のやりとり、例えば、ムツゴロウ、シオマネキを100匹頂戴とか、そういうふうな要望が来たりして、それをお互いにやったりとったりして、生き物の展示の交流をやっているという、いわゆる有明海の中で唯一そういうことができるような施設ということで活動をしているわけですが、干潟交流館ができたなら、そういうふうなことがもっと大々

的にできて、いわゆる博物館としての位置づけとしても大いに活躍できるのではないかなというふうに地元は期待をしているところでございます。

そこで、確認ですけど、先ほどの御答弁の中にはきちとなかったんですけど、30年度の予算を29年度にいただくというようなことだったですよ。じゃ、31年度の予算は30年度につけていただいて、2年間で完成するのかどうかというの確認をしたいと思いますので、御答弁をよろしくお願いします。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えいたします。

先ほど松尾議員の質問のところ、当初3カ年の計画だったのを、来年度の事業の国の交付金の前倒し交付の話がありましたので、来年予定の2期工事のほうを今年度に、12月補正に計上させていただいているところでございます。

それで、最初、3年目に3期工事を予定しておりましたけれども、2期工事が1年前倒しになることによって、その間があくといけませんので、一応国のほうに3カ年計画の3年目のほうを来年当初予算のほうで計上していいか、確認をとっております。それで、確認をとったところ、当初3年で予定していた整備計画を2年で終了する予定となっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

ありがとうございました。

それでは、現在の干潟展望館の跡をどのように利用していくのか、さらに、新しくできた交流館、これを市としてどのように運営されていくのか、あるいは地元との連携といいますか、そういうことも含めて、来年度は忙しくなるなというふうに思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

2点目ですが、さが未来スイッチ交付金についてです。

私は鹿島のやる気というものがあるにあらわれていると思って、非常に頼もしく思いまして、また、活力を与えてくれるというふうに感じました。

そこで、私はハード事業じゃなくて、ソフト事業のほうのせつかくすばらしい取り組みがやられているなということがありますので、もう少し4つの事業の中身について、どのようなことをなさっているのかということをお教えいただければありがたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

さが未来スイッチ交付金の今回補正に上がりました4つのソフト事業についてお答えをいたします。

これはさが未来スイッチ交付金には区分Aと区分Bがございまして、区分Aがソフトの部分ということで、地域の維持、活性化に資するソフト事業を主とした取り組みということで申請がされているものでございます。

4つの事業について御説明をいたします。

1つは、伝統工芸鹿島錦保存事業ということで、鹿島錦保存会のほうから申請がっております。これは鹿島錦のPR及び後継者の新規入会を目的としてパンフレットを作成することで、鹿島錦の認知度向上を図るということで、PRパンフレット作成費などを申請されて、採択を受けたものでございます。

2点目が有明海潟土再利用による資源循環型農業事業ということで、これは食彩かしまという団体が申請をされております。有明海の潟土を肥料として再利用し、作物を生産する。有識者による講演会を開催し、潟土の活用による循環型農業をアピールし、地域のイメージアップを図りたいということで、潟土の分析費とか潟土の細土化と拋出費、講演会費などを申請され、採択をされております。

3点目が鹿島の掘り起こし・鹿島検定事業ということで、これは観光協会のほうが申請をされております。鹿島のPRをするために鹿島検定を実施し、平成29年度は日本酒、お酒の検定を行い、来年度以降はふるさと鹿島検定、子供検定等へと拡充し、将来的には観光ガイドとして活躍できる人材の育成も視野に入れて実施をしたいということで、検定会場費や消耗品などを申請され、採択を受けられております。

4点目が「和装で散策」着付教室ということで、浜町振興会のほうから申請をされております。着付け教室を開催することで、着つけスキルを身につけていただくとともに、指導ができる人材を育成し、和装を歴史的町並みを活用した活動として定着させたいということで、着付け教室費でありますとか和服の購入費などを申請され、採択をされているものでございます。

以上、4点であります。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

御答弁ありがとうございました。

鹿島錦は101歳になられる樋口ヨシノさんがまだ御存命で頑張っておられるというふうなこと、それから、もともと柏岡公といいますか、鹿島鍋島家の御婦人が編み出されて、佐賀

に行ったら佐賀錦と呼ぶそうですけど、鹿島が大もとであるということで、ぜひこれも振興していただきたいと思ひますし、それから、やっぱり潟土の利用というのはいかにも地元らしいといひますか、もともと栄養分は全て海に流れ込んで、これは非常にいい土であったならば、もっともって農業が潤うのかなというふうなこともありますし、それから、和装で散策、あの酒蔵通りを和装の方が歩かれるというあたりを想像しますと、実に鹿島も活性化するなと思ひますし、最後の鹿島検定ですけれども、ぜひ市役所の採用試験にも取り入れられて、鹿島名人をたくさんつくっていかれて、ぜひここにおられる方も検定をされまして、そが言いうぎ議員も受けろと言われると思ひますけれども、鹿島のことは何でも知っているという私たちになればなというふうに思ひますので、大いに期待しております。

鹿島の活性を願ひまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質問を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第60号 平成29年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第60号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第61号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第7. 議案第61号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

議案第61号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

議案書と補正予算書に基づき説明しますので、お手元に御準備のほどよろしくお願ひします。

議案書は29ページとなっております。

今回の補正の主なものは、歳入においては消費税及び地方消費税の還付金の増額、歳出においては人件費の増額などの予算を計上いたしております。

次に、補正予算書で御説明いたしますので、お手元に御準備をお願いします。

1 ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ3,067千円を減額し、補正後の総額を1,200,713千円といたすものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2 ページと3 ページは、歳入歳出予算補正でございます。

4 ページをお開きください。

4 ページと5 ページは、歳入歳出の款項の補正の事項別明細書でございます。説明は省略させていただきます。

6 ページをお開きください。

歳入でございます。

4 款1 項1 目の一般会計繰入金でございますが、今回の補正に伴い、3,843千円を減額いたしております。

明細につきましては、右の説明欄のとおりでございます。

7 ページをお開きください。

6 款2 項1 目の雑入でございます。1 節の消費税還付金でございますが、28年度の消費税の確定申告により還付金が確定いたしましたので、計上しているものでございます。

8 ページをごらんください。

歳出でございます。

1 款1 項1 目の総務管理費でございます。公課費でございますけれども、今回の消費税の確定により還付となりましたので、消費税及び地方消費税を減額いたしております。

1 款1 項3 目の浄化センター費でございます。人件費の増額を行っているところでございます。

1 款2 項1 目、建設事業費は人件費の減額、15節、工事請負費と22節、補償補填及び賠償金の組み替えにつきましては、水道管等移設補償費に関する部分がほぼ確定しましたので、その部分を減額して、工事請負費に組み替え、汚水事業の整備促進を図るために措置しているものでございます。

10ページをお開きください。

10ページ以降は給与の明細書でございます。

以上、平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明を終わ

ります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの説明について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第61号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第61号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第62号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第8. 議案第62号 平成29年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

それでは、議案第62号 平成29年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書は30ページです。

お手元に配付の補正予算書により説明をいたしますので、御用意をよろしくお願いいたします。

今回の補正の内容は、給与改定及び人事異動に伴う人件費の補正と保険税の過年度還付金の増等となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ9,210千円を減額し、補正後の予算の総額を4,865,962千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりです。

4ページをお開きください。

4ページと次の5ページは、今回の補正予算の事項別の明細です。

6ページをお開きください。

歳入ですが、9款2項1目の一般会計繰入金は9,210千円を減額いたしております。これは給与改定及び人事異動に伴う人件費補正による一般会計繰入金の事務費分の減額等です。

7ページをお開きください。

ここからは歳出となります。

1款1項1目、一般管理費は、給料、職員手当等、共済費、合わせて9,210千円を減額いたしております。

8ページをごらんください。

8款1項1目、特定健診等事業費は、非常勤嘱託職員の報酬を増額いたしております。

9ページをお開きください。

11款1項1目及び2目は、一般被保険者と退職被保険者の保険税還付金を見込み額によりそれぞれ増減いたしております。

10ページをごらんください。

12款1項1目の予備費ですが、今回の補正の財源の調整をとるために619千円の減額をするものです。

11ページから17ページまでは今回補正等の給与費明細書となっておりますが、説明は省略させていただきます。

以上、説明しましたとおり、今回は人件費の補正が主なものとなっております。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの説明について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第62号 平成29年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第62号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第63号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第9．議案第63号 平成29年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

それでは、議案第63号 平成29年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

議案書は31ページです。

お手元に配付の補正予算書により説明をいたしますので、御用意をよろしく願います。

今回の補正は、給与改定に伴うものです。

1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ279千円を増額し、補正後の予算の総額を388,384千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりです。

4ページをお開きください。

4ページと次の5ページは、今回の補正予算の事項別の明細となっております。

6ページをごらんください。

歳入でございます。

3款1項1目の事務費繰入金でございますが、歳出の人件費と同額279千円を増額いたしております。

7ページをお開きください。

歳出です。

1款1項1目の一般管理費ですが、給与改定に伴い、職員手当等、共済費を増額し、合わせて279千円を増額いたすものでございます。

8ページから10ページまでは今回補正等の給与費明細書となっておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で議案第63号の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの説明について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第63号 平成29年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第63号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第64号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第10. 議案第64号 平成29年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第64号 平成29年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書は32ページになります。

別冊の補正予算書により御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、主に当初予算におきまして各会計で仮の人員配置により計上をしていたものを、本年4月の人事異動に伴い、実際の人員を当て、各会計の人件費を積み上げたことなどに伴う増額でございます。

予算の総額に歳入歳出それぞれ4,763千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ1,907,656千円とするものでございます。

補正の内訳を御説明いたします。

6ページの歳入をごらんください。

補正の内訳ですが、一般会計11,742千円の増額、公共下水道事業特別会計1,933千円の増額、国民健康保険特別会計が9,191千円の減額、後期高齢者医療特別会計が279千円の増額でございます。

7ページをお開きください。

補正の歳出の内訳ですが、報酬が606千円の減額、給料が26,107千円の減額、職員手当等

が19,805千円の増額、共済費が11,671千円の増額となっております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの説明について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第64号 平成29年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第64号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明7日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時13分 散会